

長崎市教育委員会規則第10号

長崎市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月1日

長崎市教育委員会教育長 西本徳明

長崎市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

長崎市公民館条例施行規則（昭和35年長崎市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「公民館の利用の許可を受けようとする者は、」を「公民館（北公民館を除く。）の利用の許可を受けようとする者は、」に、「（北公民館にあつては、指定管理者。以下この条、次条及び第12条において同じ。）」を「に、北公民館の利用の許可を受けようとする者は、長崎市北公民館利用許可申請書（第2号様式の2）を指定管理者」に改め、同条第2項中「公民館の利用を許可したときは、」を「公民館（北公民館を除く。）の利用を許可したときは」に改め、「第3号様式）を」の次に「、指定管理者は、北公民館の利用を許可したときは長崎市北公民館利用許可証（第3号様式の2）を」を加える。

第7条第1項中「ときは、」の次に「公民館（北公民館を除く。）にあつては」を、「教育委員会に」の次に「、北公民館にあつては、長崎市北公民館利用変更申請書（第4号様式の2）を指定管理者に」を加え、同条第2項中「教育委員会」の次に「（北公民館にあつては、指定管理者。この条及び第12条において同じ。）」を、「利用者に対し、」の次に「公民館（北公民館を除く。）にあつては」を、「第5号様式）を」の次に

「、北公民館にあっては、長崎市北公民館利用変更許可証（第5号様式の2）を」を加える。

第11条第1項中「長崎市」及び「（利用料金）」を削り、同条第2項中「前項に規定する申請書」を「長崎市北公民館利用料金減免申請書（第7号様式の2）」に改める。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

長崎市北公民館利用許可申請書

年 月 日

(あて先)

申請者 住所
氏名
電話
担当者 住所
氏名
電話

次のとおり長崎市北公民館を利用したいので許可くださるよう申請します。

利用年月日	利用時間	催し物名	利用施設	減免の有無	利用料金(円)			
利用年月日	開場	開演	終演	原状回復	入場予定数	入場料	営利等の有無	利用料金の合計額
許可年月日			許可番号					


第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2(第6条関係)

長崎市北公民館利用許可証

年 月 日

様

指定管理者 

次のとおり長崎市北公民館の利用を許可します。

利用年月日	利用時間	催し物名	利用施設	減免の有無	利用料金(円)
利用料金の合計額					

第4号様式の次に次の1様式を加える。

長崎市北公民館利用変更申請書

年 月 日

(あて先)

申請者 住所
氏名
電話
担当者 住所
氏名
電話

次のとおり長崎市北公民館の利用を変更したいので利用許可証を添えて申請します。

利用年月日	利用時間	催し物名	利用施設	返還率	減免の有無	利用料金(円)

利用年月日	開場	開演	終演	原状回復	入場予定数	入場料	営利等の有無	利用料金の合計額

変更の理由

当初の内容	変更の内容
-------	-------

許可年月日	許可番号
-------	------


第5号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式の2(第7条関係)

長崎市北公民館利用変更許可証

年 月 日

様

指定管理者 

次のとおり長崎市北公民館の利用の変更を許可します。

利用年月日	利用時間	催し物名	利用施設	返還率	減免の有無	利用料金(円)
				利用料金の合計額		

第7号様式中「第13条関係」を「第11条関係」に改め、「(利用料金)」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

長崎市北公民館利用料金減免申請書

年 月 日

(あて先)

申請者 住所
氏名
電話

次のとおり長崎市北公民館利用料金の減免を申請します。

利用年月日	利用時間	催し物名	利用施設	利用料金 (円)	減免額 (円)	減免後 利用料金 (円)
減免理由				利用料金の合計額		
				減免額の合計額		
				減免後の利用料金の合計額		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に印刷された改正前の長崎市公民館条例施行規則に定める第7号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。